

神主賀茂幸平の事歴—蹴鞠、鷹狩、騎馬、和歌のことなど

藤木 文雄

1 はじめに

賀茂別雷神社第三十一代神主賀茂幸平は建仁二年(1202)から卒去する建保二年(1214)まで12年間神主を勤めた。この彼の任期は後鳥羽上皇の建久九年(1198)から承久三年(1221)までの23年間に及ぶ院政の時代とちょうど重なり合う。この間上皇の賀茂および河上への御幸は実に40度の多きにおよんだ。御幸の目的は本来の朝廷の年中神事としての賀茂大神への参詣、奉幣、祈願はもちろんあるが、上皇の文武各方面の多芸多才振りを反映しておよそ遊武芸の全般にわたった。和歌にすぐれ、院御所の二条殿に和歌所をおいて秀れた歌人を集め「新古今和歌集」を勅選し、隠岐で崩御されるまで自ら加除を続けられた。また、蹴鞠・琵琶・奏箏・笛などの遊芸のほか、太刀を鍛錬・鑑定し、また、相撲・水練・競馬・笠懸・犬追物・流鏑馬などの武芸でもそれぞれ達人の域に達し、京の山野でしきりに鷹狩りを催してその先頭にたたれた。おそらく幸平も彼の全ての能力を傾けて上皇に供奉したと思われる。現在かれの伝記の詳しい内容は伝わっていないが、神官としての素養はもちろん、それ以外の文武両道にわたる風雅な側面が当時の記録のところどころに残っていて彼の人物像をおぼろげながら髣髴させる。ここではそれらの断章に触れながら彼の事歴を顧みることとしたい。

2 二つの卒伝

【社務補任記】

京都大学文学部に上賀茂の社務補任記の写本が伝わる。翻刻にあたられた須磨千穎氏の考証では、写本は幕末に権補宣を勤めた鳥居大路静平が書き写した本であるが原本の成立は鎌倉時代初期から書き継がれて応永年間の末(1394)からあまり時を描かぬ頃とされている。この記録は、賀茂別雷神社の歴代社務の補任次第と、各々の任期中の主な出来事を筆録したものである。いまこの記録にある幸平の部分をつぎに引用しよう(書下し文責は筆者)。

《卅一 家平三 幸平 建仁二年六月廿七日補す、六十一。建保二年九月二日死去し畢ぬ、七十三。治十二年、鳥居之神主と号す。此の幸平神職の身とメ、仏法帰依之条神慮いかがと、祈誠のために社頭に参籠せられて巡礼、之のために幸平手水つかわれるところに、御手洗河にて水晶の鈴、幸平これをたまわりて、仏法崇敬の意神慮かなうべき由を信仰せらる。律院を造立して氏寺に定めらる、今妙觀寺これなり、又幸平寺とも申す、二の寺号あり。此の幸平社頭の湯屋の毎日不斷の行水を始め置かる。次、この時建暦二年、御園の鼻の焼け亡びたりて、澤田の御前の大木の梢に火つくあいだ、かの大木切らる。又、この時経所の五夜当番を始置かる。次、社頭の^{ちようのや}序屋の切板この代にはじめて切らる》

ここに記す事歴は四点である。なお、卅一は31代神主、家平三は家平(神主)三男を示す。第一は神仏習合と氏寺の創建。神仏混淆をおもんばかりて参籠巡礼し神慮を伺ったところ

御手洗河に水晶を得る靈験・瑞祥があり、律院の妙觀寺、別名幸平寺を創建したこと。妙觀寺は現存しないがおそらく場所は河上郷(西賀茂)と思われる。律院は律宗の寺院を指す。これ以後、能久の神光院、経久の正伝寺など、歴代の社務が仏寺を建立する事例が続く。第二は社頭に湯屋を設けて神職の行水潔斎の習いを始めたこと。明治維新まで境内西の小川上に湯屋があった。第三は橋があつた御園鼻からの引火による澤田明神の名木の焼損と経所の夜当番の設置。律院の創建と湯屋の設置以外には目立った事績は記録がない。

[大日本史料]

もうひとつの卒伝は大日本史料にある。建保二年九月条に、

綱文 二日癸亥、賀茂神主幸平卒す。

史料 [賀茂社家総系図]、[加茂注進雑記]、[承元御鞠記]、[道家公鞠日記]、[古今著聞集十四遊覧]。

[賀茂社家総系図(天保年代、傳記)
直一様上下二巻)]

《父家平、幸平本人、と惟平(後堀川院、
神主五ヶ年)、清平(大田、
補宣)、種平(四品、
正補宣)、晴平ほか8名合計12名の子息の名と譜をしるしている。

家平の譜：高倉院神主四年、鞠足無双。

幸平の譜：土御門・順徳両院、神主十三年。四品、鞠足。妙觀寺、又号幸平寺開基檀那、法諱祐公。歌人、新古今、続後撰、玉葉等の作者。》

蹴鞠の名手であったこと、寺院開基の檀那であったこと、歌人としても歴代の勅撰集に名をとどめていること、家門は代々神主ほか社司の上職に任じられる賀茂県主氏嫡流の家系であること、等が読み取れる。次の賀茂注進雑記以下三点の史料も彼の鞠足としての名声を記録したものである。

一方、[古今著聞集]は雪の日の鷹狩とそのときの彼の雅勇ぶりを描いている。社務補任記の地味な筆調とは対極の華のある文である。

ここに、蹴鞠、和歌に長じ、鷹狩に興ずるなど、文武に長けた丈夫風ますらきゆうが浮かんでくる。以下にそれらの事蹟をたどっていく。

3 蹴鞠重代の家——累代の宿老・名足幸平

まず、それぞれの史料の内容を見てみよう。年代順に、

[賀茂注進雑記 乾 行幸・官幣・御幸 附祈願・靈験等]

《承元元年十二月十九日、又御幸ありて種々の御遊覧あり、時に神主幸平上鞠に候す、下略。》

注)承元元年は西暦1207年。御幸の主は後鳥羽上皇、院政以来16度目の賀茂(および河上)への御幸
あげまつり
上鞠は蹴鞠作法の一つで、鞠会の始めに鞠を蹴上げること。身分と技量の両方を備えた者の役とされ
後に蹴鞠重代の家であることが条件とされるようになった。鞠会の最も名誉な役。候すは伺候・はべ
るの意。ご遊覧の一つに上皇が琵琶を御されたとある。

[承元御鞠記]

《承元二年四月十三日、壬子、天晴、時属清和、世樂靜謐、(後鳥羽上皇)太上天皇機務の余閑に、前大相國郁芳里第に臨幸し給ひて、蹴鞠の宴あり、中略、地下北面の簾、并加茂の神主幸平朝臣等、義乘が一族、證金剛院の執行雲頭および子のわらは等、をのをのかたはやの庭に候す。》

注) 前大相國は藤原頼実、土御門天皇の中宮陰明門院麗子の父。大炊御門太政大臣と称した。幸平朝臣は幸平県主の誤り。かたはやは母屋の傍の建物。この鞠会は後「長者の御鞠会」とよばれた盛大な催し。当時の蹴鞠界を代表する藤原泰通、難波宗長、飛鳥井雅經が上皇に「此道之長者」の号を奉ったのを記念に開かれた。この承元御鞠記は雅經が記録させたという「承元の御絵」と同じものかともいう。この鞠会には貴賤を問わず多くの名のある鞠足を召され、8名づつ上中下三品に分けて院を除く23人に装束・沓・襪(沓の下にはく革製の足袋・したぐつ)・馬を賜った。同じ日記の続きの文に、「神主幸平殊に恩喚に応じ馬を給わる、綱を取りて深く二拝、息男清平是を受取る。家を受けて累葉に及び、道を嗜みて宿老たる故なり」と永年の功をたたえている。

[道家公鞠日記] 原文の漢文は書き下し文に改めた。

《承元五年閏正月廿日、癸酉、晴、賀茂幸平以下十人、午刻より群参す。御壇鞠会あり。この先幸平に御鞠一足(芭蕉文庫花)これを賜ふ。立てらる人数、幸平、清平、重長、光久、久仲、種平、冬平、春平。幸平上鞠、その次第。御所に向かいて立ち、その後膝を突き、鞠を取り両三度これを叩く、持ち出でて庭中を渡り、御所を後になして一足これを上げ、清平これを請け取る。頃者(はいしや)の後、幸平退き入りて屏下(へいかわら)に候ふ。冬平これを立つ貰七八十。幸平以下夏帶を着す。扇に於いては幸平一族これを着すを許す》

注) 道家は九条道家(1193~1252)。日記の内容とはあまり密接な関係はない。この鞠日記は元久二年(1205)から承久二年(1220)までの鞠会の記録。筆者は後鳥羽院の側近の藤原家綱かといわれる。内容の類似する記録に「藤原孝範鞠日記」があり、幸平ゆかりの鳥居大路家の旧蔵。この日の鞠会の主催は後鳥羽上皇。鞠場は上皇の御所高陽院の御坪。幸平以下十人はいずれも賀茂の氏人、幸平の子弟。頃者はまもなくの意。実は、以上の大日本史料に引く記録以外に幸平はもう一度上皇の御前の鞠会で上鞠を演じている。【賀茂旧記】《承元二年、又賀茂御幸あり、御まりあり、あけまり神主幸平あげをとす。》百鍊抄などにはこの御幸を同年11月15日のこととしている。名だたる上足も上げ落とすこともあったのである。

これらの記録で自明のように幸平は鞠の長者でもあった後鳥羽上皇の鞠会にお召しに応じてしばしば上鞠の栄誉を蒙る当代の名足であった。上皇の幸平に対するこの道での覚えは上の承元御鞠記の「神主幸平殊に恩喚に応じ馬を給わる、中略、家を受けて累葉に及び、道

を嗜みて宿老たるの故なり」とある文につきると思われる。

ところで、このような院の恩寵は彼自身の「道を嗜んで宿老であった」ことのほか、「家を受けて累葉に及ぶ」とされる家門の伝統にもよるところが大きい。彼はまた先祖に蹴鞠の事実上の道祖ともいべき人々を持つ境遇に育った。彼の鞠の家の系譜を振返ってみる。

一門の父祖をたどると、玄祖父賀茂神主成助、曾祖父神主成継、祖父神主成平、父神主家平、叔父片岡禰宜政平と連なり、後に蹴鞠道の宗家とされた難波・飛鳥井両家の祖で後白河院の廷臣藤原頼輔(1112~86)は祖父成平の甥・父家平と従弟の関係にある。なかでも、鎌倉初期の百科全書『二中曆』は蹴鞠の古今の名足八人のなかに賀茂成平(1081~1136)を挙げている。彼は平安末期に摂関の藤原忠実をして「鞠神妙也」と日記・殿曆に名をとどめさせ、また頼輔もその撰著「蹴鞠口伝集」のなかで成平を「仕立てたる鞠足」と評した。

注)「蹴鞠口伝集」によると、成平を「仕立て」たのは父成継。成継も鞠好きで毎朝鞠会を行い、早朝から幼い成平を叩き起こした。最初は仕方なく父の言いつけに従っているうちに面白くなり自ら毎日欠かさず鞠をけり「神妙」の境地に到ったといわれる。また当時、有名な悍馬の名にちなんで名付けられた賀茂の「雲分の懸」は祖父の成助のわざと植えた懸で、鞠が枝に懸かって跳ね躍るといわれた難しさで有名な懸で、貴紳が訪れ競って競技した。また、「口伝集」は頼輔が教えをうけた先達の言動を記録しているが、その中には成平、家平、政平の名が高い頻度であらわれるという。

なお、懸は鞠場に植えた樹木で障害物と障壁を兼ねたもの。

成平は頼輔の蹴鞠の師成通の師で、頼輔の母方の伯父にあたる。頼輔自身も成平とその息で鞠足無双とされた家平に直接教えを受けている。「賀茂の社家」自体も孫の幸平を経てそのご長く蹴鞠の技術・故実を伝え、江戸時代にも幕府から三道家の一つに認められるなど、終始蹴鞠界的一大勢力でありつづけて明治維新に至った。明治以来その伝統が中絶したままであるのは残念であるが、近年上社の紀元祭の行事として蹴鞠保存会による蹴鞠奉納が実現したことは伝統復活の一つの階梯として喜ばしいことである。

4 雪の神館—幸平鷹狩のこと

古今著聞集は雪の朝の賀茂神館での幸平以下氏人たちの鷹狩の床しいありさまを流麗な筆致で書き留めている。長文をいとわず下に引用することとする(賀茂注進雑記・社家にも掲載)。

【古今著聞集 第十四 遊覧】

《承元五年閏正月二日のあした、目もおどろくばかり雪ふりつもりけるに、九条大納言。参内せられて、此の雪は御覧すやとて人々いざなひて車よせに車さしよせて、別当の三位かうのすけ。以下内侍たち引ぐしてやり出されけり。中宮は后町よりいまだわたらせおはしまさねば中御門殿へやりよせて、宮の女房へ車やりつづけて大内右近馬場賀茂のかたざまへあくがれゆかれけり。大納言直衣にて騎馬せられたりけり。さらぬ人々も或は直衣或いは束帶にて六位までともなひたりけり。賀茂神主幸平、狩装束。

して車のともにまいれり、むかしはかかる雪には馬に鞍置まうけてこそ侍りしに今は
かやうの事たえて侍つるに、めつらしくやさしく候ものかなとて、わかき氏人ともお
なしく狩装束して各々鷹手にすべてかんたちのかたへ御ともつこうまつりて、雪の中
の鷹狩して御覽せさす。道すがらいと興ある事どもありけり。宮の女房¹⁰、内女房いひ
かはしつ、やさしき事ども多く侍けり。後朝に大納言宮の御方の按察使殿¹¹のもとへ

この春はげにふることぞ思ひ出るかはらぬ宿の雪をながめて

昔みし庭のゆきとは思はねどたがためならぬ宿ぞ恋しき

白雪のふればかひある世なれども昔よいかに忘れわびぬる

堀川殿¹²いそのかみふりにし事を返事に

万代も雪つもるべき雲の上にたゞ思ひやれ秋のみや人

紅のうすやう¹³にかきておなじ色のうすやうにてたてぶみ¹⁴して所の衆¹⁵をつかひにて、
中宮の按察使の局にさしおかせけるとぞ》

(注) 古今著聞集：建長6年(1254)橘成季撰、今昔物語に次ぐ説話集。多彩な部類からなる百科全書的構成、20卷20篇。
*1) 九条大納言：九条良平、当時権大納言内膳司別当。父は摂政九条良經、姉藤原立子は順徳天皇中宮・東一条院。兄はのちの摂政道家。
*2) 別当の三位こうのすけ：後宮内侍司の長官の女官、尚侍、従三位。こうのすけ、この尚侍の通称で高階氏の出であった。
*3) 内侍：内侍司の女官達の総称。
*4) 后町：本来皇后中宮の正式の御座所の内裏常寧殿の異称だがこの文では中宮の現在の御所、即ち中御門殿を指すと考えられる。
*5) 中御門殿：内裏内後宮の一の別称か、又は内裏外にあった中宮の御所か。
*6) 大内右近馬場賀茂のかたざま：大内右近馬場は一条大宮北にあった右近衛府の馬場、賀茂への経路上。
*7) 直衣：もと平常着、位袍(束帶)に似るが生地は綾、絹。のち、三位以上は着用参内が許された。
*8) 狩装束：もと狩衣に狩袴を着用したがのちこれは礼服となった。平安末以後は狩衣、水干、指貫などを着、行縢を穿き、綾襷笠を被り、腰刀を佩き、弓矢を手にする。
*9) かんたち(神館)：賀茂祭の潔斎、御阿礼神事の夜に斎院が参籠する建物。上社は神社の北・丸山の南 100mに礎石が見つかっている。
*10) 宮の女房：中宮御所の女房、これに対し内女房は内侍。
*11) ある中宮御所の上臘の通称、父兄が按察使であったか。良平と関係ある女性か。
*12) 堀川殿は：源通具(1171~1227)、土御門内大臣久我通親の次男。後鳥羽院の歌壇で活躍、和歌所寄人、新古今集選者の一人。堀川を家号とした。
*13) うすやう：薄様、手紙の料紙に用いる雁皮の薄手。白、紅、紫、青、緑などの色がある。
*14) たてぶみ：豎文。書状の形、包み紙で縦に包み余った上下をひねる。
*15) 所の衆：藏人所に属して雑事に携わる者。

鷹狩は院政期に後白河法皇、後鳥羽上皇などが愛好され朝廷貴族の間で広まった遊芸で、これを行うことは特權的地位の象徴とされ、狩用の鷹や獲物の贈答が政治儀礼となっていた。賀茂神主家もそれが公認される立場にあったのであろう。ただ賀茂社の神域は長く禁野(河)とされていた。これは承和11年(844)に当時の鴨上下大神宮禰宜の鴨県主広友が、近頃王臣家や百姓が神域の上流で狩をして洗った末流が神社に流れ込み、この穢れが大神の

祟りをもたらすと朝廷に奏請したことを受け、厳しく禁断を加え、もし違犯した者には重科を課するとの勅宣が下されていた(統日本後記承和11年11月壬子条)。神館のあたりは神体山の神山を望む淨域で400年後の当時は禁野の制は形骸化していたのであろうか。ともあれ、一面の雪原の中で展開する鷹狩は上臍・公達の眼を楽しませる勇壮な情景であったろう。

5 賀茂と騎馬さまさま—幸平と賀茂の騎馬

古来殊のほか馬と縁りのある賀茂社の神主として幸平もあまたの馬の行事に関わった。それに拍車をかけたのが後鳥羽上皇の騎馬の好みであった。上皇は上下の賀茂社に御幸されて競馬会などの通例の騎馬の神事に加えて笠懸・流鏑馬・水馬などあらゆる馬の武芸を色々の祈願を込めて奉納されかつ上覧された。その活動の最も活発であった時期を幸平は神主として迎え、氏人たちも積極的に院のお召しに応じた。上皇と賀茂の氏人たちの間に騎馬を通じての交流がうまれた時代である。上皇はたとえば建保二年四月廿八日の日記(後鳥羽院宸記)に乗尻を勤めた氏人たちの名を書留めておられる。それらの事績をのべるに先立ち、賀茂社と騎馬の関係をあらまし振返っておく。

[賀茂大神と馬のゆかり—乗馬のはじめと賀茂祭の賑わい・会衆騎射のこと]

「賀茂縁起」とわれる賀茂社の由緒をしるす8世紀はじめに編まれた山城国風土記の逸文はつぎのように述べる。6世紀なかば、欽明天皇の代に天災が相次ぎ大きな飢饉が生じた。天皇が伊吉若日子(壱岐県主若彦)という卜部に占わせたところ賀茂の御神の祟りということになった。そこで、四月の吉日を撰んで、馬に鈴をかけ人に猪頭をかぶらせて駆馳して神をまつり、祈祷させたところ五穀成就して天下豊年となった。「乗馬の始り」はこのときのことであるとしている。「走馬が神祭として奉納された」のであり、いまも行われる「賀茂祭(葵祭)での走馬の儀」の起源はこれである。またこのことは大和朝廷が賀茂神の祭祀に関わった最初の記録である。なお猪頭は中国の故事に財神の祭祀に用いるとある(字源)。

おそらくこの祭事が民衆の興味を引き付けてたんに葛野の県の中だけにとどまらず、近隣の諸国からも民衆がつどい「乗馬や騎射に興ずる」賑わいぶりとなった。奈良時代の国史の統日本紀には朝廷が賀茂祭に集まる民衆に山背国司を遣わして検断(規制)をえたとの記事が幾度もでてくる。明治維新まで賀茂祭には「社頭警固」の役目が残っていた。賀茂祭は諸国民衆の広い崇敬を背景に国司が統制する「国祭」となり、賀茂社は一県神社から地方大社となるにいたった。奈良時代の大豪族の家刀自で女流歌人の大伴坂上郎女も奈良の都から二泊三日で賀茂祭に参詣したことが万葉集にある。

《(天平九年)夏四月、大伴坂上郎女、賀茂神社を拝み奉る時に、便ち逢坂山を越え、近江の海を望み見て、晚頭に帰り来りて作る一首

木綿^{ムク} 手向の山を 今日越えて いづれの野辺に 庵せむ我》(巻六 1017)
なお、このときの賀茂神社は上社のこと。まだ一社しかなかった。郎女の宿は山科。
この直後の天平18年には朝廷は賀茂社を二分して下社を分立させるが、後世一向宗に手を

焼いた幕府が本願寺を東西に分けたことと同じ意味合いであろう。

秘祭とされ、最も古儀を伝えて賀茂社の神事の根源をなすといわれる御阿礼神事は、常に神山に宿る丹塗り矢のあらわす賀茂川上の神を年毎に招きおろして若神の誕生を迎える儀式であるとされる。玉依姫の後身とされる県主家の女性神官の斎祝子、平安初期以降は天皇家の未婚の皇女が阿礼平止女内親王(斎院)として御生所の近くの神館に伺候して一夜を過ごす。別雷神の誕生の再現・顕齋の儀である。この祭儀は明治維新までは4月中西の日の祭の三日前「午の日の夜」に行われる。そのうらにあるいは「祭神別雷神は午の日に誕生」したという認識があったのではなかろうか。

[競馬会の時代・後鳥羽上皇の登場前夜]

この賀茂大神と馬の緊密な結びつきは、賀茂社が平安遷都以後に王都の鎮護の役をになう皇室の産土神に位置付けられ、名も賀茂皇大神宮として賀茂祭が皇室の祭祀として伊勢神宮の祭祀に準じる中祀とされ、斎祝子が阿礼平止女内親王・斎院に代わっても、強まる事はあっても変わることはなかった。賀茂祭当日の走馬の儀にくわえて、そのたの祭日や、神威、靈験を求めてその時々のご祈願のためしばしば競馬や騎射が奉納されたことが平安時代の記録類や延喜式にも記載されている。春日、大原野などの他の神社も同様である。

その最たるものとして、とくに上社にたいして、寛治7年(1093)、堀河天皇の勅願により天下泰平・五穀豊穣のご祈祷として、これまで五月五日の端午の節供に宮中武徳殿で衛府の官人が乗尻として奉仕していた競馬会の次第をそのままに上社に移して、社の氏人たちに奉仕させ遺風をつがせられたことが新たに加わって今日に及んでいる。これよりさき4年前の寛治4年には下・上両社に不輸田600余町と諸国に荘園・御厨が寄進されたが、これらの社領からの貢進をもって馬料にあてることとなった。このとき以降賀茂社も皇室が祭祀される神社の上に大荘園領主としての権門寺社の性格を重ねあわせたものに変わっていく。それから100年余り、政治の姿も鎌倉幕府が成立して京と関東に公武二つの勢力が並び立つこととなった。

幸平が神主兼惣官の任についた時点は賀茂社がこのような環境のもとで中世権門としての体制を整えたときにあたる。時あたかも多彩な才能と果断な行動力の持主で王権強化のつよい意図を秘めた後鳥羽上皇が登場された。幸平も勢い上皇の御意志に沿いながら神主として神事に奉仕し、一方惣官として氏人の共同体である惣を動かしていくことになる。

[後鳥羽上皇と賀茂社の騎馬・神主幸平]

さきに、上皇の賀茂と上社の社領川上への行・御幸は治世を通じて40度に及んだ事を述べたが、その目的は、上皇をとりまく時々の政治や身辺のご事情、関心の変化で時々に一定の分野に集中しながら次々に移り変わっていく傾向がみられる。具体的には宮巡り、参籠、などの祈願のためのもの、年中行事以外にも相撲・競馬、笠懸・小弓芝雀などの奉納御覧、歌会、蹴鞠、管弦など様々に及ぶ。これらは上・下均しく同日に下上の順序でおこ

なわれるのが常で一社に偏することはなかった。競馬も当初は下・上ともに乗尻は隨身が勤めるのが多かった。番数は上社のほうが常に多くまた乗尻は下社は終始隨身が勤めたが、上社では次第に「賀茂輩」に移っていく。上皇の御記(後鳥羽院宸記)にも賀茂輩の氏人の名が記されている。このうち、幸平の任中の特徴としては「川上御幸」と「流鏑馬」の二つを挙げねばならない。

[川上御幸——目的と場所、水練・水中騎馬]

上皇の40度の賀茂・川上御幸のなかで「川上御幸」は14度に上る。この御幸のことは当時の公家の記録類にも記載されているが、今まで詳しい目的や場所については漠然としていた。このほど私は、藤原定家の「明月記」、藤原実躬の「実躬卿記」、「賀茂注進雑記」、近年重文指定をうけた「賀茂経久日記」(通称賀茂旧記)のなかの「年代記」や経久の「乾元二年日記」の龟山法皇の川上御幸の記載などを詳しく読んでみた結果、それは当時川上郷と呼ばれたいまの西賀茂の地に設けた特別の水練施設で夏季に「水練」を行うことが目的であって、水練の一環として「水中騎馬」も行われたことをほぼ推論することができた。これにもまた「賀茂の輩」が隨身たちと並んで「水練の者」として加わっている。そのはじまりは前任の神主資保の代の正治元年で、当時遷宮造営のさなか、その資材用役を用いて設備をしつらえて開始されたが3年後資保が没し幸平が引き継いだ。14度の御幸のうち実に10度は彼の任中に集中していて幸平の没後は承久二年に一度行われただけである。おそらく幸平はこの新規の試みに勢力を注いだことであろう。詳しくは別文を参照願いたい(拙稿「後鳥羽上皇の川上御幸についての一考察」(賀茂文化'04年4月))。

6 後鳥羽上皇と賀茂流鏑馬---神主幸平最後のご奉仕

[競馳・騎射・流鏑馬]

宮中の年中行事として、五月五、六日の節供に衛府や馬寮の官人が武徳殿の馬場で騎射とともに競馬(競馳)を行うのが例であった(すなわちこの二つはセットで行われる例)。このほか、離宮、行宮や摂関家の私邸、神社の境内、時には路上などでも行った。延喜式(967年施行)では賀茂、春日、大原野などの祭日にもこれらを行うことが定められている。流鏑馬はこの宮中武官の騎射に習って、矢番の習練として武士に愛好され笠懸・犬追物とならんで騎射三物とされた。二流があつて、ひとつは、白河院の時代に滝口の武者が鳥羽の城南寺離宮はじめた。これを城南寺流という。一方藤原秀郷の流れを汲む関東武者の間では秀郷流が重んじられた。源頼朝は西行法師を招いて北面武士の故実を習い鎌倉幕府の流鏑馬の様式をととのえ、文治3年(1187)鶴ヶ岡八幡宮で放生会を催した。後鳥羽上皇も流鏑馬を好まれ城南寺離宮でしきりに催されるほか各地の御所や神社でもこれを行われた。騎射の装束は西宮記に華美な様子を記録するが、治承二年玉葉、建仁二年東進記など時代が下がるに従い狩装束などの簡素なものになる。徳川吉宗の復活させた流鏑馬では更に簡略化される。

[上賀茂の流鏑馬]

例に漏れず、流鏑馬も競馬、笠懸・犬追などの上皇のお好みにこたえて二度にわたり催されたことが記録されている。

その最初は建保二年(1214)七月で、これは上皇の母君七条院の病気(脚気)回復の祈願として奉納された。幸平最晩年の年にあたりこれが彼の上皇への最後のご奉公となった。

二度目は三年後の建保五年(1217)七月、今度は上皇御不例の平癒祈願が主な社寺をあげて行われ、賀茂では本社千度・貴布禰万度のお祈りをするほか、十列、相撲十五番、流鏑馬七番、上下社競馬十二番を厳修した(賀茂旧記、百鍊抄、石清水八幡宮記録)。神主は幸平の後任能久。幸いこの二度ともお祈りの効能あってか七条院・上皇とも平癒されている。

最初の建保二年(1214)七月には上皇が十六日夜から十七日賀茂に御幸され、神主幸平以下が七番競馬・五番流鏑馬を奉納した記録がある(賀茂旧記・百鍊抄・仁和寺日次記、小川寿一<歴史と国文学 21・2 賀茂能久関係年譜>など)。

[賀茂經久日記(通称賀茂旧記)「年代記」七月十七日条]

原文

《同七月十七日御幸むまはのや五けん一面神主つくる》まつぶく天上五けんくろきまつぶく馬はのやはきり」しはのひんかしへ五尺ばかりゆきつかてたつひんかしの」ひさしのさんけんかく北南つまをやりとちやふ三」よろひ御ほうへい有てのちむまはの御所へいらせ給」かいかのくきようハナをし御とものくきようは上へかつくの」う」てん上人はほみ女房御くるま一両よるかたやの」らちのみなみに五間につくるすすへいるやさめハ」ながらによりいてたつ五番くらへむま七番くらへ」なればはしら松社にまうけてらちのひしに二たつ」御所むかへのやしろのつか御のきニのとりみのまへ南お上にて」みるわらうさをしくきよう所の西にさしき一間神主」つくることはてて又御せんまいらせ給つつみともいゑ」しょうこのやくの人らちにうまかくるにおちてのく程に」のけさまにたをれてえほしおとす》(筆写は某大学院演習資料より)

書き下し

同(建保二年)七月十七日御幸^(*)、馬場の屋五間一面^(*)神主つくる^(*)。先づ、葺く天上五間、黒き松葺く^(*)。馬場の屋は切芝の東へ五尺許り行き着かで建つ。策の庇の三間掛く^(*)、北南妻を遣り、戸張三。鑑御奉幣^(*)有てのち、馬場の御所へ入らせ給ふ。階下の公卿ハ直衣^(*)、御供の公卿は上へ被く直衣^(*)、殿上人は布衣^(*)、女房の御車一両^(*)。夜方屋の埒の南に五間につくる^(*)。進べ参る流鏑馬^(*)ハ、半に寄り出て発つ^(*)、五番、競馬七番競べなれば、柱松社に設けて^(*)、埒の肘に二立つ^(*)。御所向かへの社の塚^(*)、御軒、二の鳥居、の前、南お上にて射る^(*)。篋座を敷く^(*)、経所の西に棧敷一間神主つくる^(*)。事果てて又御膳へまいらせ給ふ。鼓知家鉦鼓の役の人^(*)、埒に馬駆くるに落ちて退く程にのけ様に倒れて鳥帽子おとす。(文責筆者)

解説注（賀茂流鏑馬の故事をしるした貴重な記録なので以下繁をおそれず注記する）

*1；七月十七日御幸：上皇の賀茂競馬は、建暦二(1212)年三月二十八日賀茂下・上社競馬各五番乘尻隨身等、百鍊抄他とあるのが初見で、次いで翌建保元(1213)年御幸、十番競馬(乗尻隨身公卿、太田祝有久記)、建保二(1214)年四月廿八日上皇競馬七番、神館芝雀小弓会・笠懸等御覽(後鳥羽院宸記、競馬記、賀茂旧記、宸記と旧記に乘尻賀茂輩、社司氏人召に応する輩44人の名を記す)と続き、この七月十七日に及ぶが流鏑馬は当日在初見である。なお、賀茂競馬、流鏑馬等は必ず同日に午前下社、午後上社の順に断わりない限り同番数が催され、乗尻は、当初は隨身でそのご上社は賀茂輩に代わる。この日も上社到着時刻は午後かなり遅い時刻となつた筈である。

*2；うまのはのや五けん一面：うまのはのやは馬場殿のこと。賀茂ではのち、御所屋、外幣殿と称し、天皇、上皇の行・御幸、撰閔賀茂詣の着到殿、競馬等天覧の御座所、公卿等支配列座の棟敷とした。創建年代は不詳だが、正歴五(994)年5月23日付の官符に馬場殿とある。宮中五月節日の天皇出御、競馬、騎射、駒奉、相撲の上覧御座所も当初馬場殿といい、弘仁9(818)年に武徳殿に改称した。馬場が左右衛府の馬場に移った後は南北の坪の中程馬場の西側東正面に馬場屋(別名乙殿屋)、馬場西殿、馬留屋、櫻屋が設けられた。宮中の時代は七間・二間の南北棟で後殿が置かれた。使用目的は近衛の馬場殿も賀茂も同様。今回のこの五間一面は後殿、櫻屋を兼ねたものであろう(事果てて後御膳参らせ給うと後文にあり)。なお、現在の外幣殿は馬場の東側西正面五間三間南北棟であるが、元は大殿であったがこの形になったのは弘和年中(1375~84)以降と伝える。

*3；神主つくる：つくるとは造替え(かつ移設)したことを指すとおもわれる。最近の遷宮は正治元(1199)年だが流鏑馬の奉納は前例がなく馬場を含めてその目的に造替えたのではなかろうか。神主つくるとあるのでことさら勅許などを経ず神主の責任と権限において造作したことを示す(遷宮・造替は朝廷の行事、勅許が必要)。神主は賀茂幸平。

*4；まつふく天上五けん黒きまつふく：「先づ、葺く天井五間、黒き松葺く」と読んだ。「松葺く天井」ではなかろう。現在の御所屋は檜素木平屋建入母屋流造、檜皮葺。他の神殿もほぼ同等。黒き松葺くは、檜皮の代わりに松の樹皮で葺いたのか、あるいは、平瓦の合せ目を漆喰で固め丸瓦に見せた屋根を松皮葺というが、これか。賀茂としては異例で俄造りの印象がする(官社としての朝廷公式の建築でないと上皇の母君の御不例平癒祈願という急な事態をうけたためか)。なお、松の造作材は寺社建築には多用される。北南妻を遣るとあるので南北切妻造。戸張(とばり)は三丁。

*5；ひんかしのひさし三けんかく：東側に庇三間(いわゆる向拝)を掛けた(三間社流造の変形、今の馬場殿の向拝は一間)。この記述によって馬場殿の正面は東向きで、馬場は馬場殿の東側にあつたことが知られる。これは右近馬場を東西行から南北に改めた寛和2(986)年以来の伝統に従つていて、現在の西正面、西馬場とは逆の位置となる。したがつて切芝の東へ五尺許り行き着かで(切芝の西端から東五尺ほどを残して)建てたと書いたのであろう。

*6；よろい御ほうへい有てのち：鎧御奉幣有てのち。甲冑をお召しの上奉幣されたとの読み方もありうるが、やはり上皇が甲冑を召されることは稀で、ここは甲冑を御幣として奉納された、と読む。一般に武具を幣帛とする例は多い。伊予大山祇神社の鎧、刀剣は著名。いま、神社の神宝にはこの上皇奉納の鎧は残っていない。

*7；かいかのくきょうハナをし：以下女房の御車一両までの文は上皇の供奉の人々とその装束の

有様の記述。階下の公卿；馬場殿階上に列座しない公卿四位以下、今の競馬所役の階下とは必ずしも同義ではない模様。御供の公卿；御所に列座する公卿。殿上人；本来宮中で昇殿を許される上達部のこと、四位・五位の一部と六位の藏人。騎射の装束は西宮記などは華美な様式を記すが時代が下がるに従い簡略化する(玉葉(治承2)、東進記(建仁2))。本文は夏季の為か直衣、上直衣、布衣と極めて簡略。直衣；貴人常用の略服、形は位袍に似るが生地は綾・絹・織物で色も種々用いる。

* 8；上に被くのう：(しの字脱落カ)=上げ直衣；蹴鞠などの運動時に指貫、下袴を穿いて裾を上げて直衣を着用すること。*9；布衣：布の狩衣、無紋。六位以下の着用。*10；女房の御くるま一両：御供の女房の牛車、一両=一人隨行。

* 11；夜方屋の埒の南に五間につくる：文が飛んでいるが馬場の屋の説明の繰り返しと読む。五間にくるとあるからである。夜は、前夜にの意(=16日夜に)で、急拵えである。あるいは移動組み立て式かとも思われる。(同時代に下社の鴨長明のつくった方丈は解体して車で持ち運べる組み立て式であったとの指摘がある(川田伸紘〔仮の宿〕を復元する『太陽 S56・9』)。井桁に柱を組む本殿の遷宮に倣ったといわれ、また、上社でも正治元年の遷宮で渡殿(權殿の別称)を一日で壊したと本日記の同年8月11日条に記している。あるいは、正治度遷宮の時の旧殿の資材の流用も充分に想定できる)。因みに、建保五年遷宮の旧材は神光院に流用されている。方屋の埒の南は馬場屋の位置の更に詳しい説明で、馬場本の扇状に開いた埒の位置の南にという意味か。馬場の西側中程との「年中行事絵巻」が参考になる。方屋は左右両方に分かれて行う競技(走馬、騎射、相撲など)の競技関係者の溜り。左右両方にくる。なお上皇の予定が急に決まつたり変わつたりするのは有名〔朝日記など〕。ことに今回は母君御不例の祈願。

* 12；進べ(め)参るやさめ：流鏑馬の訛カと解される(矢馳馬→やはせ馬→やぶさめ)が、*13；ながらによりいててたつ：半に寄り出でたつ、を中央に寄せて立てると読む時は文脈上その主格は行事ではなく立てる物が相応しい。そこで「さめ」は白眼で、牛馬など動物の目の中が黒く縁が白い目のこと、八方白眼(八方睨み)との語もあって八白眼との読み方も考えられる。八方睨みは夫々に異なる眉と目を縦二列に書いた和紙を大きな蛇の目の中に張ったことで、いまも武藏六郷神社の流鏑馬にはこの目的を用いる習いが伝わる。蛇の目に見えるのは実は龍の目で八方睨みは邪氣払いであるとのこと。賀茂の流鏑馬も八白眼の目的を用いたカとも解し得る。しかし、主語を流鏑馬の訛と解せば(半に寄り出でて坐つ)馬場の中程に寄せて馬出しする意となる。この読み方が自然かとおもう。

* 14；柱松社に設けて：柱松は地に立てて燃やす大松明のこと。松明を準備することは、前の流鏑馬五番、競馬七番競べなればの文を受けている。下社での奉納を終えて移動の後、騎射、競馬合計12番の番数をこなすには薄暮に及ぶからである。当時上社の行事が夜に及ぶのは当然で、賀茂注進雑記も寛元4年(1246)4月29日の賀茂下上御幸の様子を、上社からの還御の路次、殿上人が御所まで秉燭松明を掲げたと記している。なお、こここの社は主な社殿のすべてを指すのか、馬場廻りに限って御所向かいの社即ち頓宮と埒の肘二ヶ所と解するか不詳。*15；埒の肘：肘は曲り目との読みと肘木と読むのと二つの読みがある。埒の曲がり目とは流鏑馬の場合一般に馬場の長さは二町で、埒の本、末を扇状に開くとされていて、丁度馬場本と馬場末の二ヶ所に松明を立てたものと

解される。肘木はT字形の受け木で大斗という升状の材と組合わせて坪の“榾”^{すねえ・しもと}を所々で支えるために用いたとも考えられ、その場合は場所の限定はない。

* 16；御所向への社のつか、御のき、二の鳥居の前：いずれも矢を射る場所、即ち的を立てる場所を示す。騎射も流鏑馬も的是三ヶ所との決まり。御(座)所(馬場屋)側の低い方(馬手<右手>)の坪(西)を雌坪、向こう側(弓手<左手>)の高い坪(東)を雄坪という。的是は雄坪の外に標の木を植えて的立ての位置とする。乙殿屋の前の標の木は松である(年中行事絵巻)。的是径一尺五寸で串に挟んで立て、馬場本から一の的、二の的、三の的という。御所向かいの社とは馬場殿の向かい雄坪の外に頓宮が鎮座しこれを向かいの社と呼んだと思われるが、今と反対の切芝の東になる。社のつかは盛り土即ち立て砂であろう。御のきは御所の軒、二の鳥居は現在地も同じ。なお、鳥居の前の語は塚、軒、鳥居の三つに係けて読むべきである。この順に一、二、三的であるはずだが果してこの順かどうか、次に示すように問題がある。

* 17；南お上にてゐる：南御^{うへ}上にて射る。この文によれば射手は南へ向いて馳せることになり南が馬場末にあたり、現在の形と全く逆になる。ただ、南が上は近衛の馬場以来の伝統であるし、また馬場の御所の正面が東である限り雌坪(馬手)が西で雄坪(弓手)が東に来るので北へ向って走らすことはありえない。一応この見方を採用したい。逆に二の鳥居の的を三的とすれば南が上の表現に反する上、下手をすると神域に突入してしまうか扇状に広がる両方の坪に沿って馬を迂回させねばならない。また、馬場の向きが東西なら馬場殿を東正面とする本文と合わない。

* 18；わらうさをしく；藁座を敷く、と読むが藁座(わらふだ=藁蓋)は藁縄を渦に巻いて平たく組んだ敷物のことで殿上人などの座とする。これを何処に敷いたのか、一応次の経所の西の棟敷にと解しておく。

* 19；きょうしょの西にさしき一間神主つくる：経所の西に棟敷一間神主つくる。経所はこの時代旧記の所々に記されるので実在は間違いないが場所が問題である。鎌倉時代の姿を室町時代に写したという賀茂別雷神社境内絵図(神社蔵)では経所は忌垣の西を流れる御手洗川の西岸にある。この建保二年でも同じ配置だとすると、棟敷はその西になり、馬場が今の参道あたりに南北に向かうとすればこれでは棟敷の用を成さない。あるいは、馬場の位置を現在の通りに考え、馬場殿だけが今と違って馬場の西に東面して建てられたと解すると経所の西の棟敷も生きてきて二の鳥居の的立ても意味があることになるが、それでは馬場本、末の扇状の坪や坪の南とする馬場殿の位置が矛盾する。また、周辺には湯殿、多宝塔、小御所、院御所(この二つは斎院に關係)が散在していて方五間の馬場殿を容れる余地が少ない。馬場の位置や方向が現状と違うのか、あるいは経所が別の場所にあったとするほかない。後考に俟つ。

* 20；つつみともいゑしようこのやくのひと：しようこのやくは鉦鼓の役、騎射でこの役は西宮記にも記される。つつみともいゑは疑問は残るが人名と解する。この建保二年の11年前の建仁3(1203)年、後白河院、平家、源氏の狭間に翻弄された北面武士で鼓の名人^{つつみはうがんたひものともやす}鼓判官^{つづみともいえ}平知康が、蹴鞠を教えていた將軍頼家の幽閉により帰京を命じられて世の哀れみを誘っている。坪の中を走る馬に驚き仰向けに座から落ちて鳥帽子を落とす様は滑稽で、知康を鬱屈させる。未確認だが、同職の鼓打とみて鼓知家と読んだ。鼓判官の縁者の可能性無しとしない。

解説

武徳殿・馬場殿

内裏時代： 五月五日端午の節日に、射場の馬場殿に天皇の行幸を仰ぎ衛府官の騎射を天覧に供する例。節日に先んじ、射手の乗用とする馬寮の馬と諸国の牧からの貢進の馬を親闇される駒輩の儀を走馬と騎射に付隨して執行(4月28日)。四府や春宮坊の帶刀が射手二騎一番で競射(手番)。

射場には支配列座の棧敷とする乙殿屋と走路を示す埒を設けた。射場の馬場殿は弘仁9(818)年以降武徳殿と称した。武徳殿の節日の儀の廢絶後も近衛の騎射が大将主宰で左近を一条西洞院、右近は一条大宮の馬場で行うほか、祭会や行幸の際も特別に興行された。この騎射の練習方法を武士が継承したのが流鏑馬。

武徳殿(別称馬場殿・乙殿屋)は東を正面とする九間・四間の南北棟建物、行事の際天皇が出御し、皇太子親王以下参議も着座。西側に七間・二間の南北棟の後殿を置く。東側が馬場。

左近・右近馬場の時代： 陽成上皇頃から記録に出る(三代実錄仁和3(887)年)。左近馬場では南北の中程西側に馬場殿(乙殿屋)が設けられた(年中行事絵巻)。右近馬場の起源を類従国史73の帝城北野の新馬埒とする見解がある(大同2(807)年5月の騎射)。馬場に馬場屋、馬場西屋、埒、馬留屋、饗屋が設けられた(年中行事絵巻)。

馬場・埒・的

左近・右近馬場の時代： 射場に棧敷の乙殿屋と騎馬の走路を示す埒を設けた。埒は檜を組んだ柵。弓手を高くし雄埒といい、馬手を雌埒と称する。埒の入り口を馬場本とし馬場末にかけて、雄埒の外側に三ヶ所標の木を植え立てて的立ての位置とした。馬場本から一の的、二の的、三の的という。的は径1尺五寸が原則で串に挟んで立てた。

方位は東西行だった左近馬場は後南北に改められた(寛和2(986)年3月10日『本朝世紀』)。左・右近馬場では北を馬場本とし南北方向に埒を構え、西側中程に乙殿屋(馬場殿)が描かれている(年中行事絵巻)。

流鏑馬の時代： 馬場は長さ二町(200m強)で、的は三ヶ所に立て、馬場の走路の前後を扇形とした埒を設けて、弓手を高くし雄埒、馬手を雌埒とする、的是1尺八寸ほどの檜の板を、長さ三尺五寸ほどの竹串に二ヶ所紙縫で綴じ、走路から三尺五寸ほどに立てた(左近馬場時代と基本的に同じ)。

7 幸平の時代のおわり…大御田のうるほふばかりせきかけて

この七月の流鏑馬を最後として、その一ヶ月半後の九月二日幸平は卒去した。73歳であった。彼の任中はまさにもっぱら上皇の恩喚に応ずる日常でもあった。上皇はこの年四月廿六日賀茂に参籠され、鞠会を催されたが、高齢の幸平はようやく祝言を申し上げるのみであった有様で、後鳥羽院宸記にも、「淨衣を改め蹴鞠せしむ。人数不足により清平、光平、春平など召加ふ。神官、氏人たりといえども元来露払之時参る輩なり。その外上北面一両を立つ。下品鞠足など多く起つ間、鞠其の興なし」と暗に幸平の不参を嘆かれている。

後任には既に相撲や蹴鞠で近侍していた寵臣能久が権補宣から抜擢され、九月四日神主に補された。正補宣の重政は一日に母を喪い重服中のゆえとされる。

翌年幸平の次男大田禰宜清平は、白山神人を殺害したのを能久に咎められその次の年の二月職を解かれた。さすがに上皇は奉幣使を立ててこの件を賀茂大神に奉告されたという。

上皇は心血を注いで勅選にあたられた「新古今和歌集」に彼の和歌一首を採用された。

社司ども貴船に参りて雨乞ひし侍りけるついでによめる 賀茂幸平

大御田のうるほふばかり壌かけて井壌に落せ川上の神

そしてこの歌を巻十九神祇歌のなかで、当時すでに定評のある歌人であった賀茂重保と鴨長明の歌の間に配列された。彼の家門の叔父政平は師の藤原俊成からも神主重保を凌ぐ実力を認められた歌人で詞花集や千載集などの勅撰集にも入集を果たしている。当代では重保の子重政は千載集にも入集、その弟季保も鴨長明と並び和歌所に召された上皇をめぐる正治2度百首11人の実力派。彼らに並んで幸平のこの歌が採用された。歌の選定と配列には上皇はことのほかこだわられ、元久二年(1205)の成立後も隠岐に崩御されるときまで切り継ぎをつづけられたほどで、この一事は上皇の幸平への配慮のほどをしのばせる。この歌は今も貴船神社の神詠とされていて、後世、幸平らしい迫力のある作と評せられている。

そのほか神主重保の編んだ月詣和歌集には彼の作二首が収められている。

はし腐の逆羽の分れ搔き直しありし襲にになすよしもがな (巻第六)

難波潟潮路も見えぬ夕霧に棚無し小舟漕ぎもやられず (巻第九)

幸平の残した蹴鞠・鷹狩・流鏑馬・和歌などの伝統はその後もその幾ばくかは明治維新まで社家氏人の努力でかろうじて維持されてきたが、そのご中断し、ややもすれば風化する傾向をたどっていることは残念である。これら先人の事績を正しく認識しつぎの世代に伝えていくのがわれわれ子孫の重要な役割であろう。

(平成十六年九月三十日 稿了)

主要参考文献

- | | | | |
|-----------------|------------------|--------------|---------------|
| 1 風土記 | 秋本吉郎校注 岩波書店 | 2 日本書記上・下 | 坂本太郎他校注 岩波書店 |
| 3 続日本紀・全4巻 | 直木孝次郎他訳注 平凡社 | 4 萬葉集 全4巻 | 高木市之助他校注 岩波書店 |
| 5 月詣和歌集 | 校本と研究 杉山重行校注 新典社 | 6 千載和歌集 | 松野陽一他校注 岩波書店 |
| 7 新古今和歌集 | 峯村文人校注 小学館 | 8 明月記 | 藤原定家記 国書刊行会版 |
| 9 実躬卿記 | 大日本古記録 岩波書店 | 10 社務補任記 | 須磨千穎翻刻 賀茂文化研究 |
| 11 賀茂注進雜記 | 岡本保可他撰 続々群書類從 | 12 賀茂經久日記全6冊 | 翻刻・原文筆写資料各種 |
| 13 日本古代国家の研究 | 井上光貞 岩波書店 | 14 日本古代祭祀の研究 | 真弓常忠 学生社 |
| 15 鴨長明 | 三木紀夫 講談社 | 16 鎌倉幕府 | 大山喬平 小学館 |
| 17 後鳥羽院(人物日本史4) | 田中 稔 小学館 | 18 賀茂能久伝1~6 | 小川寿一 歴史と国文学 |
| 19 京・鎌倉の王権 | 五味文彦 吉川弘文館 | 20 神道大系・賀茂 | 柴田実編 神道大系刊行会 |
| 20 蹴鞠の研究 | 渡辺融・桑山浩然東京大学出版会 | 21 一代要記 | 史料収攢 |
| 22 公卿補任・尊卑文脈 | 国史大系本 吉川弘文館 | 23 有識故実大辞典 | 鈴木敬三編 吉川弘文館 |
| 24 古事類苑武技・遊戯の部 | 皇學講習所・神宮司庁 | 25 大日本史料第四編 | 東京大学出版会 |